

令和 7 年度唐津市多子世帯学校給食費負担軽減事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子どもを 3 人以上持つ多子世帯の保護者の経済的負担軽減を図るため、第 3 子以降の学校給食費の減免及び学校給食の提供を受けない児童生徒に係る学校給食費相当額の助成の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の要件)

第 2 条 学校給食費の減免を受けることができる保護者（児童生徒を監護（事実上の監護も含む。）し、かつ、その生計を維持するものをいう。以下同じ。）は、唐津市内に住所を有する者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 平成 19 年 4 月 2 日以降に生まれた子を 3 人以上養育していること。
- (2) 前号に規定する子のうち、上から 3 人目以降のものが唐津市立小中学校で給食の提供を受けていること。
- (3) 保護者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条の規定による教育扶助又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定による援助（以下「就学援助等」という。）により学校給食費の支援を受けていないこと。

(減免の対象)

第 3 条 減免の対象となる学校給食費の額は、次条に定める学校給食費の減免を受けることができる期間の始期以後において第 3 子以降の子が当該年度に喫食する唐津市学校給食の実施及び管理に関する規則（令和 5 年唐津市教育委員会規則第 16 号。以下「規則」という。）の規定により納付すべき学校給食費の額とする。

(減免を受けることができる期間)

第 4 条 保護者が、学校給食費の減免を受けることができる期間は、第 2 条の要件を新たに満たすこととなった日又は申請年度の 4 月 1 日のいずれか遅い日から当該年度の 3 月末までとする。ただし、保護者が第 2 条の要件を満たさなくなった場合は、この限りではない。

(減免の申請及び期限)

第 5 条 減免を受けようとする保護者（以下「減免申請者」という。）は、唐津市

多子世帯学校給食費減免申請書（第1号様式）に、市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 当該年度の申請は、当該年度に属する1月末までに行うものとする。

（減免の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、唐津市多子世帯学校給食費減免決定通知書（第2号様式）により、減免申請者に通知するものとする。

（減免に係る状況変更等の届出）

第7条 前条の規定のより減免の決定を受けた者は、申請の内容に変更が生じたときは、唐津市多子世帯学校給食費負担軽減事業状況変更届（第3号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第8条 市長は、第6条の規定により減免の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取り消すものとする。この場合において、第1号に該当するときは、免除した学校給食費に相当する額を請求できるものとする。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 第2条の要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により減免を取り消したときは、唐津市多子世帯学校給食費減免取消決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成の要件）

第9条 助成金の交付を受けることができる保護者（以下「助成対象者」という。）は、唐津市内に住所を有する者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 平成19年4月2日以降に生まれた子を3人以上養育していること。

(2) 前号に規定する子のうち、上から3人目以降のものが、唐津市立小中学校に通学しているものの、学校給食をアレルギー等の理由で年間を通じて食べることができず、代替となる弁当等を喫食していること。

(3) 保護者が就学援助等により学校給食費の支援を受けていないこと。

(助成金の額)

第 10 条 助成金の額は、次条に定める助成の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）の始期以後において、前条第 2 号に該当する子が当該年度期間中に弁当対応した回数（以下「弁当対応回数」という。）又は当該児童生徒が通学する学校の年間給食回数のいずれか少ない回数に、規則第 6 条第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定による学校給食費の一食単価を乗じた額とする。

(助成対象期間)

第 11 条 助成対象期間は、第 9 条の要件を新たに満たすこととなった日又は申請年度の 4 月 1 日のいずれか遅い日から当該年度の 3 月末までとする。ただし、保護者が第 9 条の要件を満たさなくなった場合は、この限りではない。

(助成の要件確認)

第 12 条 保護者は、唐津市多子世帯学校給食費助成対象者確認申請書（第 5 号様式）を市長に提出し、助成対象者である確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により確認の申請があった場合は、その内容を確認し、要件を満たす場合は唐津市多子世帯学校給食費助成対象者確認通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

(変更の届出)

第 13 条 助成対象者は、前条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、唐津市多子世帯学校給食費負担軽減事業状況変更届により速やかに市長に届け出なければならない。

(助成対象の取消し等)

第 14 条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象の取消すものとする。この場合において、第 1 号に該当するときは、助成金の返還その他必要な措置をとることができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 第 9 条の要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により助成対象の取消しをしたときは、唐津市多子世帯学校給食費助成対象者取消決定通知書（第 7 号様式）により、当該保護者に通知す

るものとする。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第 15 条 助成金の交付を受けようとする保護者（以下「助成金申請者」という。）は、唐津市多子世帯学校給食費助成金交付申請書兼請求書（第 8 号様式）に、市長が必要であると認める書類を添付して、市長が別に定める期間に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出により、実績報告書の提出があったものとみなす。

(助成金の交付決定等)

第 16 条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨を唐津市多子世帯学校給食費助成金交付決定及び額の確定通知書（第 9 号様式）により、助成金申請者に通知するものとする。

2 助成金交付額の確定に当たっての弁当対応回数の確認については、唐津市多子世帯学校給食費助成に係る弁当対応回数報告書（第 10 号様式）により、弁当対応回数を学校長から市長へ報告するものとする。

(減免又は助成の適用)

第 17 条 本要綱における減免又は助成については、両方の適用はできないものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第 18 条 助成金の交付を受けた保護者は、助成金の交付に係る書類等を整備し、助成金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 7 年度に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。